

日医発第 688 号(地 248)(年税 42)

令和元年 10 月 3 日

都道府県医師会長殿

日本医師会長

横倉 義武

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」の改正について並びに厚生労働省関係省令の整備等に関する省令の公布について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

今般、厚生労働省医政局長より各都道府県知事、保健所設置市長、特別区長宛に標記の通知が発出され、本会に対しても周知方依頼がありました。

成年被後見人については、本年 6 月に公布された「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「成年被後見人法」と呼ぶ）により、医療法に係る成年被後見人等の制度が改正されました。

これまで医療法の医療法人等の諸制度における欠格事由（医療法第 46 条の 4 第 2 項第 2 号・同法第 46 条の 5 第 5 項にて準用）は、「成年被後見人又は被保佐人」とされていましたが、今般「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの」に改正され、成年被後見人等として一律に資格・職種・業務から排除されていたものを、今後は、個別的に実質的に審査し、必要な能力の有無を判断するもの（以下「個別審査規定」とされており）とされております。

これに伴い、「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号、2016 年 4 月 12 日日医発第 41 号（地 5）（年・税 4）でご案内）における、医療法人の評議員の欠格事由が「成年被後見人又は被保佐人」から、「精神の機能の障害により評議員）の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」に改正され、また、「病院または老人保健施設等を開設する医療法

人の運営管理指導要綱の制定について」(平成2年3月1日健政発第110号)における、医療法人の役員欠格事由についても同様に改正されております。

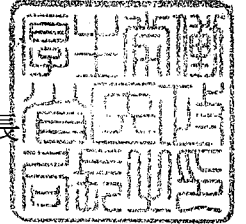
併せて医療法施行規則についても評議員、役員に関し同様の改正がされております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下の郡市区医師会並びに関係医療機関等への周知方につきご高配賜りますようお願い申し上げます。

医政発 0913 第 8 号  
令和元年 9 月 13 日

公益社団法人日本医師会長 殿

厚生労働省医政局長



「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」等の改正について

標記について、別添のとおり各都道府県知事宛てに通知を発出いたしましたので、御了知願います。

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律」の施行に伴う「医療法人の機関について」等の一部改正について

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

それに伴い、成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正が行われました。その内容については、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）（令和元年 9 月 13 日医政発 0913 第 3 号厚生労働省医政局長通知）により本日、通知したところです。

これを受けて、関係する通知について下記のとおり改正し、本年 9 月 14 日から適用することといたしましたので、貴職におかれては、御了知の上、適正な運用に努めていただくようお願いいたします。

## 記

### 第 1 施行期日

令和元年 9 月 14 日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

### 第 2 改正を行う通知

- 「医療法人の機関について」（平成 28 年医政発 0325 第 3 号） 別添 1
- 「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成 2 年 3 月 1 日健政発第 110 号） 別添 2

## ○「医療法人の機関について」（平成28年医政発0325第3号）の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関係)</p> <p>(1) 評議員について</p> <p>① (略)</p> <p>② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>□ <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>(参考法令) (略)</p>	<p>第1 医療法人の機関に関する規定等の内容について</p> <p>1～2 (略)</p> <p>3 評議員及び評議員会に関する事項について(法第46条の4から第46条の4の7関係)</p> <p>(1) 評議員について</p> <p>① (略)</p> <p>② ただし、次に該当する者は評議員となることができないこと。</p> <p>イ (略)</p> <p>□ <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>③～⑤ (略)</p> <p>(2)～(6) (略)</p> <p>4～10 (略)</p> <p>第2～第3 (略)</p> <p>(参考法令) (略)</p>

○「病院又は老人保健施設等を開設する医療法人の運営管理指導要綱の制定について」（平成2年3月1日健政発第110号）の「別添」の一部改正

(下線の部分は改正部分)

改正後			改正前		
項目	運営管理指導要綱	備考	項目	運営管理指導要綱	備考
I 組織運営			I 組織運営		
1 (略)			1 (略)		
2 役員			2 役員		
(1)～(2) (略)			(1)～(2) (略)		
(3) 適格性	1 (略) 2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第46条の5第5項 ・欠格事由 ① <u>精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者</u> ②、③ (略)	(3) 適格性	1 (略) 2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても同様である。)	医療法第46条の5第5項 ・欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被保佐人</u> ②、③ (略)
(4)～(6) (略)			(4)～(6) (略)		
3 評議員(財団法人たる医療法人)	1 (略) 2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中において)	医療法第46条の4第2項・欠格事由 ① <u>精神の機能の障害によ</u>	3 評議員(財団法人たる医療法人)	1 (略) 2 欠格事由に該当していないこと。(選任時だけでなく、在任期間中においても)	医療法第46条の4第2項・欠格事由 ① <u>成年被後見人又は被</u>

4、5 (略) II～IV (略)	ても同様である。)	<u>り職務を適正に行うに当 たって必要な認知、判断 及び意思疎通を適切に行 うことができない者</u> ②、③ (略)	4、5 (略) II～IV (略)	同様である。)	<u>保佐人</u>  ②、③ (略)
----------------------	-----------	---	----------------------	---------	---------------------------

医政発 0913 第 3 号  
令和元年 9 月 13 日

公益社団法人 日本医師会 会長 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

標記につきまして、別紙のとおり各都道府県知事、保健所設置市長及び特別区長宛て通知しましたので、御了知いただくとともに、貴下団体会員等に対する周知方よろしくお取り計らい願います。



各  
〔 都道府県知事  
保健所設置市長  
特別区長 〕 殿

厚生労働省医政局長  
( 公 印 省 略 )

「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」の公布について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「成年被後見人法」という。）により、医療法人制度を含む各制度において、成年被後見人等を資格・職種・業務等から一律に排除する規定（欠格条項）が、心身の故障等の状況を個別的、実質的に審査し、必要な能力の有無を判断する規定（以下「個別審査規定」という。）等に改正されました。

成年被後見人法により改正された法律の個別審査規定における省令への委任事項等を厚生労働省令で整備する等の所要の改正を行うため、本日付で、「成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令」（令和元年厚生労働省令第 46 号。以下「改正省令」という。）が公布され、医療法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 50 号）の改正も行われました。

改正省令による医療法施行規則の改正の内容は下記のとおりですので、貴職におかれてはこれを十分御了知の上、管内市町村（特別区を含む。）を始め、関係者、関係団体等に周知をお願いいたします。

## 記

### 第 1 改正省令による医療法施行規則の改正について

医療法人の評議員になることができないものとして、成年被後見人法による改正後の医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第 46 条の 4 第 2 項第 2 号に規定されている「心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの」を、「精神の機能の障害により評議員の職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」とすること。また、医療法人の役員になることができないものについても同様とすること。（改正省令による改正後の医療法施行規則第 31 条の 3 の 5 及び第 31 条の 4 の 3 関係）

## 第2 施行期日

改正省令による医療法施行規則の改正は、令和元年9月14日（成年被後見人法の施行の日）から施行すること。

## 第3 関係通知の改正

改正省令の施行に伴う医療法人関係の通知の改正については、別途行うこと。